

第5回まちづくりアワード<功労部門> 推薦要領

1. 目的

まちづくりアワード<功労部門>（以下「本表彰」という。）は、魅力あるまちづくりの推進につとめ、特に著しい功績のあった者を表彰し、その活動を応援するとともに、受賞された様々な好事例を広く紹介することなどにより、全国のまちづくりに向けた取組が一層推進されることを目的に実施しています。

2. 本表彰の対象

以下に該当する取組等を行った個人又は団体^(注)を選出し、表彰します。推薦に当たっての目安やより具体的な事例は、別紙を参考にしてください。

- (1) まちづくり事業やまちづくりの基本となる公共施設等の計画づくり又はその整備保全や普及啓発等に参加し顕著な功績のあった者
- (2) 都市景観条例、地区計画、建築協定などのまちづくりのための協定等を定め、あるいは、建築物の整備等を通して魅力あるまちづくりに努め、顕著な功績のあった者
- (3) 都市の課題解決や、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる継続的な取組を行っている者
- (4) 都市局、住宅局所管のまちづくり事業を担当し、多くの困難を克服して所期の目的を達成した者

(注) 国土交通省所管の機構等の団体は除く。

3. 推薦方法

(1) 推薦件数

国土交通省が推薦依頼を行った団体（都道府県、指定都市）ごとに原則2件以内としてください。ただし、推薦に当たっては、都道府県知事（指定都市の場合は指定市長）が表彰を行った（予定等を含む。）者の中から選出してください。

(2) 候補者の要件等

以下に掲げる者に該当する場合は、表彰の対象として選出しません。

- (ア) 同一の業績により、まちづくり分野の国土交通大臣表彰を受賞している（受賞予定を含む。）場合
- (イ) 過去5年以内にまちづくりアワード（部門を問わない。）を受賞している場合
- (ウ) 個人又は法人等の代表者・役員等が禁固以上の刑の言渡しの効力を有している場合など、公序良俗に反する又は社会通念上不適切であると認められる場合

(3) 提出書類

推薦に当たっては、以下に掲げる資料を提出してください。

- (ア) 推薦書（様式1）
- (イ) 功績調書（様式2）
- (ウ) 基本情報（様式3）
- (エ) 功績調書（概略版）（様式4）

提出された写真等は、受賞者紹介等を目的に国土交通省ホームページ等に公開する予定です。国土交通省としては、写真等の公開により発生したトラブルについて、国土交通省に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

つきましては、提出する写真等は、第三者の肖像権、著作権やプライバシー等を侵害することのないように事前に了承を得る等をしてください。

(才) 公的証明書等

① 個人を推薦する場合

- ・公的証明書（公的機関が発行し、氏名（、旧姓を使用する場合は旧姓）及び生年月日が記載されたもので、有効期限内のもの）の写し

（例）運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート、住民票（マイナンバーの記載なし）、戸籍抄本等

- ・略歴書

- ・身分調書（賞罰の有無を含み、市区町村長又は推薦者が徴したもの。）の写し

② 法人番号がある法人等を推薦する場合（地方公共団体の場合は提出不要）

- ・定款又は寄附行為の写し

③ 法人番号がない任意団体を推薦する場合

- ・代表者の公的証明書（①に記載のとおり）の写し

- ・代表者の身分調書（①に記載のとおり）の写し

- ・組織規約等（団体の目的、名称等の基本的事項について定めたもの）の写し

(カ) その他添付資料（任意提出）

- ・活動概要、まちづくり現場の地図、都道府県・指定都市の表彰実績等がわかる資料を適宜添付してください。

(4) 提出方法

- ・3. (6) の提出先に電子メールで送付してください。ただし、電子メールでの提出が困難な場合は、郵送も可とします。
- ・メールの標題は、「【提出】R8 まちづくりアワード<功労部門>推薦書類（○○県（地方公共団体名））」としてください。

(5) 提出期限

令和8年3月23日（月）

（推薦審査日程等で遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。）

(6) 提出先・問合せ先

国土交通省都市局まちづくり推進課 蒲谷、高林、松本

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話 03-5253-8111(内線32592, 32554, 32543), 03-5253-8407(直通)

電子データ提出先アドレス：hqt-machi_award@ki.mlit.go.jp

4. 審査結果の通知等

- ・審査結果は、令和8年5月下旬に推薦団体及び被推薦団体に通知するとともに、国土交通省のホームページ等で発表する予定です。
- ・表彰式は、令和8年6月以降に、国土交通本省（東京都千代田区）で実施する予定です。（希望に応じて、表彰状の郵送も行う予定です。）

5. 表彰後の取消し

表彰後に受賞者としてふさわしくない行為等が判明した場合、受賞の決定を取り消します。

6. その他

申請書類に含まれる個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に管理し、本表彰の審査のためのみに利用します。

表彰の対象として想定される事例

種 別	事 例
(1) まちづくり事業やまちづくりの基本となる公共施設等の計画づくり又はその整備保全や普及啓発等に参加し顕著な功績のあった個人又は団体	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等の計画づくり、整備保全に継続的に参加・貢献した者 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面的整備事業の計画やまちなかの公共公益施設等の整備に関する計画づくりに参加した者 ・まちなかの公共公益施設や維持管理及び運営に参加した者 ・道路、広場、下水道等の用地、施設の提供者 等
(2) 都市景観条例、地区計画、建築協定などのまちづくりのための協定等を定め、あるいは建築物の整備等を通して魅力あるまちづくりに努め、顕著な功績のあった個人又は団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ うるおいのある都市景観の形成を継続的に行っている者 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な景観の保全を行っている者 ・新しい都市景観を創造している者 ○ 地区計画等を定めた地区の協議会 ○ 建築協定を締結した地区的住民団体 ○ 建築物の整備によるまちづくりを継続的に行った者 <ul style="list-style-type: none"> ・地区の特性にふさわしい建築物の整備により良好な景観形成に寄与した者 ・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を行った者 等 ○ 広くまちづくり活動を継続的に行っている者 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり憲章等の推進活動を行っている者 ・まちの魅力向上や活性化、福祉向上等に資する者 ・「地域資源を活かした個性あるまちづくり」を推進する者 ・環境保全活動を行っている者 ・違法広告物除去活動を行っている者 等
(3) 都市の課題解決や、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる継続的な取組を行っている個人又は団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市の課題解決や、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる以下のようないくつかの取組を継続的に行っている者 <ul style="list-style-type: none"> ・賑わい・交流イベント開催 ・環境向上及び美化・清掃活動 ・迷惑行為の抑制 ・防犯性の向上促進 ・住宅や都市施設の集約合理化 ・情報発信・提供、共同広告事業
(4) 都市局、住宅局所管のまちづくり事業を担当し、多くの困難を克服して所期の目的を達成した個人又は団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のまちづくり事業の実行者である者 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業、土地区画整理事業 ・任意の再開発事業 ・街路事業 ・公園事業 ・被災地の復興まちづくり事業 ・その他、官民連携まちづくり（エリアマネジメント、リノベーションまちづくり、公共空間の利活用、空き家対策、密集市街地整備、団地再生等）の推進、コンパクトシティの形成、中心市街地活性化、安全・安心、民間都市開発などの都市局、住宅局所管のまちづくり事業（ソフト事業を含む。）

(注) 国土交通省所管の機関等の団体は除く。

推薦の目安

推薦の判断は推薦団体に委ねるものとするが、推薦の目安は以下のとおりとする。

<団体の形態>

本表彰の対象となる団体は、公法人、私法人（営利法人、非営利法人）等の法人形態を問わず、法人格を持たない任意団体も含む。

ただし、地方公共団体等については、官民連携・市民参加に係る取組等を行っていることを推薦の目安とする。

(注) 國土交通省所管の機構等の団体は除く。

<取組内容>

■ 表彰対象(1)に該当する場合は、下記のいずれかの条件を満たすことを推薦の目安とする。

- ・まちづくりの基本となる公共施設等の計画、整備、保全への参加については、原則として10年以上継続していること。
- ・まちづくりの基本となる公共施設等の用地の提供者については、原則として300 m²（周辺環境の整備改善に顕著な功績があると認められる場合には100 m²）以上の土地を寄付又は3年以上無償貸与していること。
- ・まちづくりの基本となる公共施設の提供者については、100万円以上相当（時価換算。以下同じ）、団体にあっては、500万円以上相当の施設を寄付していること。

■ 表彰対象(2)に該当する場合は、下記のいずれかの条件を満たすことを推薦の目安とする。

- ・協定等によるまちづくりのうち法律等に基づかず実施しているものについては、原則として5年以上継続していること。
- ・建築物の整備等によるまちづくりのうち総合設計制度等によるものについては、原則として、500 m²（周辺環境の整備改善に顕著な功績があると認められる場合には300 m²）以上の空地を生みだしたものであること。

■ 表彰対象(3)に該当する場合は、下記の条件を満たすことを推薦の目安とする。

- ・都市の課題解決や、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる継続的な取組については、原則として5年以上継続していること。